

**定期報告が必要な建築物等**  
(政令:建築基準法施行令、規則:江別市建築基準法施行細則)

種別	用途	特定建築物の報告が必要となる規模		報告周期	報告年度		報告期間
		政令により指定されたもの(※1)	規則により指定するもの				
特定建築物	劇場、映画館、演芸場	①地階または3階以上の階にあるもの(※2) ②客席部分の床面積の合計が200m以上あるもの ③主階が1階でないもの	①3階以上の階にあるもの(※3) ②客室、集会室の床面積が200mを超えるもの	3年	R5 (2023)	R8 (2026)	R11 (2029)
	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	①地階または3階以上の階にあるもの(※2) ②客席部分の床面積の合計が200m以上あるもの					
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、児童福祉施設等(就寝用途(※4)に限る)	①地階または3階以上の階にあるもの(※2) ②2階の床面積の合計が300m以上であるもの(※5)	①3階以上の階にあるもの(※3) ②床面積の合計が500mを超えるもの		R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)
	児童福祉施設等(就寝用途(※4)を除く)	—	①3階以上の階にあるもの(※3) ②床面積の合計が1,000mを超えるもの				
	ホテル、旅館	①地階または3階以上の階にあるもの(※2) ②2階の床面積の合計が300m以上であるもの	①3階以上の階にあるもの(※3) ②床面積の合計が300mを超えるもの	3年	R6 (2024)	R9 (2027)	R12 (2030)
	共同住宅、寄宿舎(いずれもサ高住、高齢者、障害者等グループホームに限る)	①地階または3階以上の階にあるもの(※2) ②2階の床面積の合計が300m以上であるもの		3年	R5 (2023)	R8 (2026)	R11 (2029)
	共同住宅(いずれもサ高住、高齢者、障害者等グループホームを除く)、下宿	—	3階以上の階にあるもの、かつ、床面積の合計が1,000mを超えるもの				
	体育館(学校に附属するものを除く)	①3階以上の階にあるもの(※2) ②床面積の合計が2,000m以上であるもの(※6)	①3階以上の階にあるもの(※3) ②床面積の合計が5,000mを超えるもの		R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)
	学校、体育館(学校に附属するものに限る)	—	—				
	博物館、美術館、図書館(いずれも学校に附属するものを除く)	①3階以上の階にあるもの(※2) ②床面積の合計が2,000m以上であるもの(※6)	—				
	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場(いずれも学校に附属するものを除く)	①3階以上の階にあるもの(※2) ②床面積の合計が2,000m以上であるもの(※6)	①3階以上の階にあるもの(※3) ②床面積の合計が2,000mを超えるもの	3年	R6 (2024)	R9 (2027)	R12 (2030)
	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場(いずれも学校に附属するものに限る)	—	—				
	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗(床面積が10m以内のものを除く)	①地階または3階以上の階にあるもの(※2) ②2階の対象用途の床面積の合計が500m以上であるもの ③床面積の合計が3,000m以上あるもの(※6)	①3階以上の階にあるもの(※3) ②床面積の合計が1,000mを超えるもの	1年	毎年度		
	展示場	①地階または3階以上の階にあるもの(※2) ②2階の対象用途の床面積の合計が500m以上であるもの ③床面積の合計が3,000m以上あるもの(※6)	—		毎年度		
	キャバレー、咖啡、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	①地階または3階以上の階にあるもの(※2) ②2階の対象用途の床面積の合計が500m以上であるもの ③床面積の合計が3,000m以上あるもの(※6)	①3階以上の階にあるもの(※3) ②床面積の合計が500mを超えるもの	1年	毎年度		
	事務所その他これに類するもの	—	5階以上の階にあるもの、かつ、床面積の合計が1,500mを超えるもの	3年	R6 (2024)	R9 (2027)	R12 (2030)
建築設備	機械換気設備 機械排煙設備 非常用の照明装置	—	上記の規模の特定建築物に設けられたもの	1年	毎年度		
防火設備	防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャーワークス等の水幕を形成する防火設備(※7)	①上記の規模の特定建築物に設けられたもの ②病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、共同住宅(サ高住に限る)、寄宿舎(サ高住、高齢者、障害者等グループホームに限る)、児童福祉施設等(就寝用途(※5)に限る。)のうち、床面積が200mを超える建築物に設けられたもの	—	1年	毎年度		
昇降機	エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機(テープルタイプを除く)	一戸建て等の個人住宅に設置されたエレベーター及び労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除くすべてのもの		1年	毎年度		基準月の前2ヶ月期間内

(※1) 該当用途の床面積の合計が200mを超える特殊建築物に限ります。

(※2) 地階及び3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100m以下とのものを除きます。

(※3) 床面積の合計が100m以下とのものは対象外となります。

(※4) 次のとおり政令等で指定するものに限ります。

助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(自立訓練または就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設で、利用者の就寝の用に供するものに限ります。

(※5) 病院または診療所にあっては、その部分に患者の収容施設がある場合に限ります。

(※6) 避難階段のみを当該用途に供するものは対象外となります。

(※7) 火災時に煙や熱を感じて閉まる防火設備が対象となります。

【問合せ先】  
江別市建設部建築指導課建築指導係  
TEL:011-381-1042